

関西学院大学 研究成果報告

2020年 6月 7日

関西学院大学 学長殿

所属：人間福祉学部
職名：教授
氏名：前橋信和

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	<input checked="" type="checkbox"/> 特別研究期間 <input type="checkbox"/> 自由研究期間 <input type="checkbox"/> 大学共同研究 <input type="checkbox"/> 個人特別研究費 <input type="checkbox"/> 博士研究員 ※国際共同研究交通費補助については別様式にて作成してください。
研究課題	兵庫県内市町における児童福祉実施体制の実態と課題に関する研究
研究実施場所	自宅及び大学内研究室
研究期間	2019年 4月 1日 ～ 2020年 3月 31日 (12ヶ月)

◆ 研究成果概要 (2,500字程度)

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

兵庫県内市町における児童福祉実施体制の実態と課題に関する研究

(目的)

地方自治体における児童福祉行政に関して、審議会、行政組織、福祉サービス提供等に関する実施体制は、基本的に各自治体に委ねられており、逐次の法改正や自治体における組織編成により現状を形作っている。児童福祉行政が大きく変化するまでは、市町村における児童福祉関係業務は、保育サービスのための窓口、児童手当、特別児童扶養手当等給付関係の窓口、福祉事務所に設置される家庭児童相談室等における相談窓口などにより、住民にとって比較的シンプルで、業務内容のわかりやすい組織形態であったといえる。

近年の業務の拡大、複雑化にともなう組織再編によって、住民にとって必ずしもわかりよい組織体制とは言えないのではないかと考えられる状況になっていることから、地方自治体における児童福祉の組織を調査することにより、児童福祉の現状、課題の一端が明らかになるのではないかと考えた。

住民にとって児童福祉の窓口がわかりやすく提示されているのか、児童福祉実施の方向性が反映されているのか、兵庫県内自治体の児童福祉に関する組織、名称、所管等を調査することにより把握することを目的とした。

(方法)

政令指定都市（1市）、中核市（4市うち児童相談所設置市1市）、市（24市）、町（12町）を包含する兵庫県内41市町を対象に、児童福祉行政において取り組みが求められる分野として、児童福祉法、児童福祉実務を参考に審議会、障害児、子育て支援、虐待・児童相談、保健医療（母子保健中心）、ひとり親、保育サービス、地域福祉（児童委員）の8部門を取り上げ、各市町において、窓口の名称、所管等について調査した。各自治体ホームページから、各部門を担当している組織を確認し、合わせて関連組織も確認するようにした。41市町について、一覧としてまとめ、読み取りを行った。

（結果と考察）

① 審議会について

設置義務のある、政令指定都市、中核市にはすべての自治体で児童福祉に関して審議する合議制

組織が設置されていた。その他の市、町で設置しているところはなかった。設置が義務付けられている自治体のほかには児童福祉に関する審議会が設置されておらず、設置についてはあまり積極的とは言えない。一方、子ども・子育て支援法に基づく合議制の会議に関しては、努力義務設置であるが、多くの市町において設置が行われている。

② 障害児について

窓口の名称に障害者、障害福祉の含まれているところは、17市（全体29市）、2町（全体22

町）であった。障害者、障害福祉等の名称が用いられていない自治体での主な名称は、子育て推進課、子ども福祉課、健康増進課、子ども課、福祉グループ、子ども未来課、社会福祉課などであった。市規模での窓口として、障害児童についての担当課であることが住民にはわかりにくいのではないかと思われる名称も見受けられた。

③ 子育て支援について

子育て支援について、家庭支援課、子育て支援課、子育て推進課、子ども福祉課、子ども政策

課、子ども子育て課など、名称からは比較的内容も分かりやすいのではないかと思われるものが多かった。所管としては福祉部局だけではなく、教育委員会が子育てについて所管しているところが合計8市町に見受けられた。

④ 虐待・児童相談について

政令市においては児童相談所の設置が義務付けられており、主管課以外にも業務担当課は広範囲

にわたっている。中核市、児童相談所設置市においては、政令指定都市と同様な業務が求められることから、子ども相談担当（保健福祉センターにおいて）、子供家庭支援課、子育て支援課、子ども家庭総合支援室等において、要保護児童対策が担当されていた。比較的わかりやすい名称、所管であるといえる。

⑤ 保健医療（母子保健中心）

担当課の名称は、家庭支援課、福祉医療課、健康増進課、健康政策課、健康推進課、すくすく子育て課、育児保健課、健康福祉課など、「健康」文字の入った名称が多く、また、保健所・保健センターに設置されている自治体も多数あった。保健医療関係については、名称、所管部局についても市民にとって比較的わかりやすいのではないかと思われる。

⑥ ひとり親への支援について

名称については、子育て支援課、家庭支援課、子ども福祉課、児童福祉課、住民生活課、社会福祉課、子育て応援課などであり、名称からは関連課での担当業務の一部として担当されていることが考えられる。

⑦ 保育サービスについて

保育サービスについては、子育て推進課、教育保育科、保育事業課、保育振興課、幼児保育課、子育て支援課、学校教育係、子育て元気課、子ども育成課、子ども子育て課、子育て応援課などであり、保育サービスに比較的なじみのある名称が用いられている。保育サービスに関しては、教育委員会が所管している自治体も多く（15自治体、全

体で41市町)、幼児教育と保育の統合が地方自治体において指向されていることがうかがえる。

⑧ 地域福祉(児童委員)について

担当課は、福祉課、地域共生推進課、地域福祉課、地域・高年福祉課、高齢福祉課、社会課、生

活福祉課、長寿福祉課、福祉総務課などであり、地域福祉、高齢者福祉等との統合が進められている。社会福祉協議会が担当課であるところも複数見られた。これらについては、実務的には社会福祉協議会への委託が行われているのかもしれない。

(全体を通したまとめ)

① 自治体における児童福祉業務の担当については、教育部門との協力のほか、医療部門との協力、地

域福祉との協力、高齢者福祉との協力等幅広い部門との一部統合が行われていることが確認できた。地方自治体における担当分担は従来の縦割りという枠組みが次第に取り払われ、対象者別の担当から機能別(在宅福祉、就学前保育教育など)の担当に変化していくのかもしれない。福祉政策が広範囲に、また複雑に関連することから、法的にも変化が大きく、組織的にも変化の過渡期にあるのではないかと思われる。

② 住民にとっては、見てきたように、担当課の名称だけでは業務内容の把握が困難であると考えられる状況も確認できたと考えられる。法改正、制度創設等に応じ、業務内容に従い住民によりわかりやすい組織名称も検討される必要があると考えられる。

以上

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

※個人特別研究費：研究費支給年度終了後2ヶ月以内 博士研究員：期間終了まで

提出先：研究推進社会連携機構(NUC)

※特別研究期間、自由研究期間の報告は所属長、博士研究員は研究科委員長を経て提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。